

2025

# 大阪公立大学 法科大学院



大阪公立大学  
Osaka Metropolitan University

<https://www.omu.ac.jp/lawschool/about/>

QRコードからも  
アクセスできます。



大阪公立大学 大学院法学研究科

2024年6月



LAW SCHOOL  
Osaka Metropolitan University



大阪公立大学  
Osaka Metropolitan University



# 都市で学ぶ、都市から学ぶ

市民のための法律家の養成を目指して



## 最大規模の公立大学

大阪公立大学法科大学院は、2022年4月、

大阪市立大学法科大学院の伝統を受け継ぎ、再出発しました。

これまでと変わることなく、公立大学ならではの少人数教育により、

真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

## Contents

目次・ご挨拶	01
カリキュラム	02
理念・目的	04
3つの履修モデル	05
教員と担当科目	06
ロースクール在学生の日常	07
修了生からのメッセージ	10
施設	11
サポート	12
都市で学ぶ、都市から学ぶ	13
学生受入方針と入試	14
入試概要	15
学費・奨学金等	16
キャンパスマップ	17



大学院法学研究科長・法学部長

手塚 洋輔 (行政学)



社会を形作る基盤の一つに、さまざまなルールがあります。これらルールをどう作り、世の中でどう動かしていくのか——法学部・法学研究科では、「法学」と「政治学」という大きく2つの学問領域から迫ることで、これまで人類が直面した苦悩と選択肢を理解し、今起きている実態をつかまえ、未来のありうる姿・あるべき姿を構想しています。その中において、私たち大阪公立大学法学部・法学研究科の特徴は、大阪市立大学法学部創設から70年余にわたり、教員と学生とが一緒になって、都市とともに学ぶ、という構えで取り組んでいるところであると自負しています。

その姿勢は、大阪公立大学ロースクール（法曹養成専攻）でも核をなしています。旧大阪市立大学ロースクールの頃より、大都市であるがゆえに発生するさまざまな法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、「真のプロフェッション」の育成を理念として掲げ、鋭い問題意識を武器に社会の津々浦々で活躍する優れた法律家を数多く輩出してきました。

教室では、研究の一線に立つ研究者教員と、豊富な経験を有する実務家教員とがタッグを組み、教育にあたっています。授業が終わった後も丁寧な指導と対話が多く見られるのは、少人数教育ならではの強みでしょう。また、先輩弁護士でもあるアカデミックアドバイザーからは、学習方法などの細やかなサポートを受けることもできます。施設面でも、学生ひとりひとりが座席を持つ自習室のほか、同じ棟には談話室やゼミ室が設けられ、学生同士の自主的な勉強会などを通じて切磋琢磨し合う環境があります。加えて、大阪公立大学の他の大学院（博士前期課程）と同様の無償化を含む授業料減免の仕組みや、成績優秀者に対する独自の奨励制度も兼ね備えています。

大阪公立大学ロースクールは、大阪市内にある唯一の、そして公立の法科大学院として、みなさんが法曹に向けて力強く着実に歩めるよう、全力で応援します。

法曹を目指す、志の高いみなさんの挑戦を心よりお待ちしております。

大学院法学研究科法曹養成専攻長

杉本 好央 (民法)



大阪公立大学法科大学院は、前身の大阪市立大学法科大学院からバトンを受け継ぎ、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた「真のプロフェッション」としての法曹の養成を目指しています。

プロフェッションすなわち専門家の特徴の一つは、高度な専門知識と鍛錬を要する技能にあります。伝統的にプロフェッションの代表例とされる法曹、とりわけ弁護士であれば、法と裁判に関する知識や技能がこれにあたります。したがって、本法科大学院では、この知識や技能の修得に向けた教育が、体系的な理論と豊かな実務経験を基礎にして行われます。

また、複雑な現代社会では、AIによる著作権侵害や大手企業によるプラットフォームの独占など、解決に先端的な知識を必要とする問題が生じます。もちろん法と裁判は、このような最先端の問題にも関係します。そこで、本法科大学院では、知的財産法や経済法に関する講義や演習が提供されます。

さらに、専門的な知識と技能を用いた法曹の活動は、自由や正義や人権といった公共的な価値の実現に向けられたもの、あるいは少なくともそれと本質的に矛盾しないものである必要があります。社会全体の利益のために奉仕するというプロフェッションの使命と強く結びつくからこそ、自由で平等な現代社会においてもなお法曹に特権的な地位が認められ、強い力が与えられるからです。それゆえ、本法科大学院では、常に人間という存在に関心をもち、法と裁判に関する知識と技能をより広い視野から相対化し批判的に検討する能力が養われることとなります。

大阪公立大学法科大学院は、真のプロフェッションとしての法曹の養成にむけて、以上のような舞台装置を整えています。しかし、私たちの法曹養成にとって何より重要なのは、他でもないみなさんです。私たち大阪公立大学法科大学院は、主人公であるみなさんの登場を待っています。

# カリキュラム

注) 赤字は必修科目、青字は選択必修科目、黒字は自由選択科目

## 法律基本科目

六法科目を中心に法律学の基本を習得します。

## 法律実務基礎科目

弁護士等の実務家による実践的な科目です。

## 基礎法学・隣接科目

現にある法を相対化し批判的に検討する力をつけます。

## 展開・先端科目

現代的な法律問題や国際的な法律問題への対応能力を修得します。

人権の基礎理論、統治の基本構造  
民法 A・B・C・D・E、商法  
民事訴訟法 1、刑法第 1 部 A・B、刑法第 2 部  
刑事訴訟法

行政活動と法、民法 F、  
商法総合演習 A・B  
民事訴訟法 2、  
刑法総合演習、  
公法総合演習 A・B  
民法総合演習 A・B  
民事訴訟法総合演習  
刑事訴訟法総合演習、  
刑事法総合演習

憲法訴訟理論の展開、公法理論の展開、  
民法理論の展開 A・B、商法理論の展開、  
民事法総合演習、刑事法理論の展開、  
刑事法総合演習

刑事訴訟実務の基礎、公法系訴訟実務の基礎、  
法文書作成、弁護実務基礎論、民事模擬裁判、  
刑事模擬裁判、中小企業向け法律相談

法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、エクスターンシップ

法社会学、法哲学、日本法制史、英米法、中国法、ドイツ法

刑事政策

租税法、環境法、国際財産法、  
倒産法 1、消費者法、労働法 A、社会保障法、  
経済法 1、知的財産法 A、国際法、国際経済法、  
国際取引法、国際家族法、国際民事手続法、  
国際人権法

金融・保険法、民事執行・保全法、  
倒産法 2、倒産法演習、労働法 B、  
労働法演習、経済法 2、経済法演習、  
知的財産法 B、知的財産法演習、  
国際法演習、中小企業法

## 入学前

学習オリエンテーション  
入学前ガイダンス  
個別学習相談  
入学手続

## 1 年次

入学ガイダンス  
担任教員との面談  
履修ガイダンス  
前期定期試験  
司法試験合格者による  
相談会  
履修ガイダンス  
後期定期試験

## 2 年次

導入プログラム  
担任教員との面談  
履修ガイダンス  
前期定期試験  
司法試験合格者による  
相談会  
履修ガイダンス  
後期定期試験  
(弁護士事務所での実習)  
エクスターンシップ

## 3 年次

担任教員との面談  
履修ガイダンス  
前期定期試験  
司法試験合格者による  
相談会  
履修ガイダンス  
後期定期試験  
学位記授与式

カリキュラムは、1年次で法律基本科目について徹底的に学習したうえで、2年次と3年次には、その学習成果をより一層深めるとともに、多様な法分野に発展させていくという積み上げ型で構成されています(3年標準型)。ただし、入学時に既に十分な法学の知識を修得していると判定された者については、1年次に配当されている必修科目33単位等の履修が免除され、2年次配当科目から履修することができ、2年間で修了することが可能です(2年短縮型)。



### 【進級要件単位数】

1 年次生  
必修科目 33 単位のうち 27 単位  
2 年次生  
必修科目 28 単位のうち 22 単位

### 【修了要件単位数】

法律基本科目	必修科目	57 単位 (2 年短縮型は 24 単位)
法律実務基礎科目	必修科目	8 単位
	必修科目以外から	2 単位選択必修
基礎法学・隣接科目		4 単位選択必修
展開・先端科目		12 単位選択必修*
*ただし法曹養成専攻の規程で定める選択科目を 4 単位以上含まなければならない。		
履修した上記の科目以外の科目		14 単位



大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されます。

大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

理念・目的を実現するために、学生一人ひとりの特性に配慮した、きめ細かく徹底した少人数教育が可能な教育体制の下で、3つの履修モデルに沿った多彩な科目を提供しています。

<b>1</b> 企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル	<b>2</b> 社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル	<b>3</b> グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル
---------------------------------------	---	---

選択必修・自由選択科目	商法理論の展開	刑事法総合演習	国際法
	中小企業向け法律相談	刑事模擬裁判	国際経済法
	金融・保険法	刑事政策	国際取引法
	経済法1	社会保障法	国際財産法
	知的財産法A	労働法A	国際家族法
	知的財産法B	労働法B	国際民事手続法
	知的財産法演習	国際人権法	国際人権法
	中小企業法	公法理論の展開	商法理論の展開
	弁護実務基礎論	弁護実務基礎論	弁護実務基礎論
	民事模擬裁判	法社会学	民事模擬裁判
英米法	法哲学	英米法	
中国法	環境法	中国法	
民事執行・保全法	消費者法	ドイツ法	
倒産法1	倒産法1	環境法	
倒産法2	倒産法2	金融・保険法	
国際民事手続法	国際家族法	経済法1	

必修科目	人権の基礎理論	統治の基本構造	行政活動と法	公法総合演習A・B
	民法A・B・C・D・E・F	民法総合演習A・B	商法	商法総合演習A・B
	法曹倫理	法文書作成	民事訴訟法1・2	民事訴訟法総合演習
	民事訴訟実務の基礎	刑法第1部A・B	刑法第2部	刑法総合演習
	刑事訴訟法	刑事訴訟法総合演習	刑事訴訟実務の基礎	

## 目的 ～真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指して～

- ◆ 新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければなりません。
- ◆ 実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければなりません。
- ◆ 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければなりません。

## 研究者専任教員

※2024年4月1日時点のものです

- ◆高田 倫子 教授(憲法)  
統治の基本構造
- ◆坂口 甲 教授(民法)  
民法C(契約法)  
民法総合演習B
- ◆鶴田 滋 教授(民事訴訟法)  
民事訴訟法1(判決手続の基礎)  
民事訴訟法2(複雑な訴訟・上訴)  
民事訴訟法総合演習
- ◆重本 達哉 准教授(行政法)  
行政活動と法  
公法総合演習B(行政救済論)
- ◆藤井 徳展 准教授(民法)  
民法E(担保法)  
民法総合演習B
- ◆三島 聡 教授(刑法・刑事訴訟法)  
刑法第2部(各論)  
刑事訴訟法総合演習  
刑事法理論の展開
- ◆杉本 好央 教授(民法)  
民法A(総則・物権総論)  
民法B(債権総論)  
民法理論の展開B
- ◆小柿 徳武 教授(商法)  
商法(企業組織法)  
商法総合演習B(企業取引法)  
商法理論の展開
- ◆金澤 真理 教授(刑法)  
刑法第1部A(総論・犯罪論および刑罰論の基礎)  
刑法第1部B(総論・犯罪論の展開)  
刑法総合演習  
刑事政策

## 実務家教員

- ◆原田 裕彦 特任教授(民事法)[弁護士]  
法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判  
エクスターンシップ、中小企業向け法律相談  
中小企業法
- ◆松村 信夫 特任教授(民事法)[弁護士]  
知的財産法A、知的財産法B、知的財産法演習  
中小企業法
- ◆溝渕 雅男 特任教授(民事法)[弁護士]  
倒産法1、倒産法2、倒産法演習
- ◆仲田 哲 特任教授(民事法)[弁護士]  
民事法総合演習(実務民事法総合演習)  
民事執行・保全法
- ◆高見 秀一 特任教授(刑事法)[弁護士]  
刑事訴訟法総合演習、刑事訴訟実務の基礎  
刑事模擬裁判
- ◆塩見 卓也 特任教授(民事法)[弁護士]  
労働法A、労働法B、労働法演習
- ◆山本 健司 特任教授(民事法)[弁護士]  
法文書作成  
弁護士実務基礎論(ロイヤリングを中心に)
- ◆杉本 吉史 特任教授(刑事法)[弁護士]  
刑事法総合演習  
刑事訴訟実務の基礎

## 研究者兼任教員(\*の教員は法曹養成専攻運営に関与)

- ◆森山 浩江\* 教授(民法)  
民法D(法定債権)、民法F(家族法の基礎)  
民法総合演習A、民法理論の展開A
- ◆阿部 昌樹\* 教授(法社会学)  
法社会学、中小企業法
- ◆守矢 健一 教授(ドイツ法)  
ドイツ法
- ◆中井 愛子\* 教授(国際法)  
国際法、国際人権法
- ◆高橋 英治\* 教授(商法)  
商法総合演習A(企業組織法)、中小企業法
- ◆安竹 貴彦 教授(日本法制史)  
日本法制史
- ◆酒井 貴子 教授(租税法)  
租税法、中小企業法
- ◆王 晨\* 教授(アジア法)  
中国法
- ◆松倉 治代 准教授(刑事訴訟法)  
刑事訴訟法
- ◆勝田 卓也\* 教授(英米法)  
英米法
- ◆川村 行論\* 准教授(社会保障法)  
社会保障法、中小企業法
- ◆根本 到\* 教授(労働法)
- ◆徳永 元\* 准教授(刑法)

## 兼任講師

- ◆渡邊 賢[大阪公立大学名誉教授]  
人権の基礎理論、公法総合演習A(憲法訴訟論)  
憲法訴訟理論の展開、公法理論の展開
- ◆川崎 英明[関西学院大学名誉教授]  
刑事法理論の展開
- ◆高橋 幸平[弁護士]  
民事模擬裁判、中小企業向け法律相談
- ◆道上 達也[弁護士]  
中小企業向け法律相談
- ◆沢川 和彦[慶応義塾大学法学部]  
経済法1、経済法2、経済法演習
- ◆国友 明彦[大阪公立大学名誉教授]  
国際財産法、国際家族法、国際民事手続法
- ◆高橋 眞[大阪市立大学名誉教授]  
中小企業法
- ◆村上 幸隆[弁護士]  
中小企業法
- ◆松戸 浩[立教大学大学院法務研究科]  
公法理論の展開
- ◆山下 侑士[弁護士]  
公法系訴訟実務の基礎
- ◆小原 正敏[弁護士]  
中小企業向け法律相談
- ◆曾和 俊文[関西学院大学名誉教授]  
環境法
- ◆平 覚[大阪市立大学名誉教授]  
国際経済法
- ◆生熊 長幸[大阪市立大学名誉教授]  
中小企業法
- ◆赫 高規[弁護士]  
中小企業法
- ◆和久井理子[京都大学大学院法学研究科]  
中小企業法
- ◆高田 昌宏[早稲田大学法学学術院]  
民事訴訟法総合演習
- ◆辰田 昌弘[弁護士]  
民事模擬裁判
- ◆草尾 光一[弁護士]  
中小企業向け法律相談
- ◆坂東 俊矢[京都産業大学法学部]  
消費者法
- ◆石田 眞得[関西学院大学法学部]  
金融・保険法
- ◆岡本 岳[弁護士]  
中小企業法
- ◆中原 茂樹[関西学院大学司法研究科]  
中小企業法



## 参加者氏名

- ◆坂口 雄基  
(3年 既修(司会)、大阪市立大学・法学部)
- ◆丸山 飛翔  
(3年 未修、金沢大学・人間社会学域)
- ◆山田 翔太  
(2年 既修、大阪市立大学・法学部)
- ◆和田 晋之介  
(1年 未修、大阪市立大学・法学部)

## 【志望動機・ロースクールの雰囲気】

坂口→大阪公立大学のロースクールへの志望動機とロースクールの印象をお願いします。

和田→私が大阪公立大学のロースクールを志望したのは、大阪市立大学の法学部に在籍しており、進学後も同じ環境で学びたいと考えたからです。入学後の第一印象として、入学直後に先輩方が交流の機会を設けて下さるなど、先輩との距離が近いと感じました。いろんな分野・方面から、未修・既修の方々先輩としていらっしゃるので、自分の属性に合った先輩に話を聞いてもらえて、とてもいい雰囲気だなと感じています。

山田→僕も大阪市立大学の法学部の出身で、4年間在籍していました。志望理由としては、ここで4年間過ごしてきたのでなじみやすい環境であったことに加えて、少人数で他の学生と切磋琢磨しながら勉強できるという話を聞いていたので、そこに惹かれて入学しようと思いました。

丸山→私は向上心が強く難しいことにチャレンジしたいと思い、ロースクールを志望しました。大阪公立大学を選んだ理由は、大阪市立大学の学部生だったので、通い慣れていたので、大阪公立大学のロースクールは、人数が少ないので人との距離が近いところが特徴だと思います。同期や先生方との距離が近いことはもちろんですが、先輩との距離も近く、授業や勉強のアドバイスをいただけたりできて、とてもありがたいです。

坂口→僕の志望動機は、新たに誕生する大阪公立大学の1期生になることができる点および大阪公立大学のロースクールの入試日程が他と比べて遅めだった点にあります。1期生となる点については、自分が歴史を作ることができる点と意識込んでいました。大阪公立大学は12月上旬に入試を行っていて、これは他学と比べて遅く、勉強のスタートが遅れた自分にとってはうってつけでした。次に、ロースクールの印象ですが、少人数授業ということで丁寧に教えていただけると感じました。また、パンフレットを見ても少人数がゆえに学年の上下や先生方と学生の距離が近そうで良いと感じました。

## 【授業】

坂口→ロースクールの授業についてお聞きしたいと思います。

丸山→人数が少ないので双方向の授業ができるところが特徴だと思います。最初は慣れませんでした、自分の考えていることを言葉にすることに慣れていくと知識や思考力が上がっていくので、積極的に発言するように頑張っています。先生が質問に真摯に答えてくださるので、人数が少ない分いつでもわからないことを聞くことができるのも、特徴のひとつだと思います。

山田→ロースクールでは双方向の授業が多く、かつ、少人数なので、授業中に自分が今持っている知識を駆使して考えて発言することで、知識の定着にもなります。初めて双方向授業を経験したときはすごく緊張したんですけど、段々慣れてきて、今では楽しく受けさせてもらっています。

和田→1年次生では、まず未修ということで、もちろん双方向の授業が基礎になるんですけど、法律科目の基礎科目についてあらかじめレジュメで、先生方が問いとして立ててくださっている問題に対して、回答するという形で授業が進むことが多いです。問われていることに答える習慣を付けることができる点で、大変有意義な授業になっています。また、発展した事柄についてもその場で聞かれたりするので、そこは思考力を問われる緊張感をもった授業になっているなと感じます。

坂口→皆さんがおっしゃっていたように、少人数かつ双方向、いわゆるソクラテスマETHODで授業が進行していくので、自分が分からない点を段階的かつ着実に発見しながら理解を深めていくことができます。また、先生の問いても丁寧に一步一步の理解を促進させてくれます。さらに、予習復習のバランスも適切であって、真面目にやればしっかりと力が付く内容となっていますね。

山田→2年次生前期は予習が大変でした。慣れてくると、予習にこれだけ時間を割けばいい、この科目は復習重視でいいとか、段々わかってくるので…。そういう意味では、慣れが大事だと思います。

和田→1年次生に関しても、まずは予習を、先生方からも先輩からも再三ご忠告をいただいていたので、そこで予習がメインの生活にはなっていましたね。

丸山→予習と復習に関しては、1年次生のときには何もわからなかったもので、予習に時間がかかっていました。1年次生でしっかりロー

スクール生活に慣れて、予習復習がこなせるようになれば、2年次生、3年次生になったときには予習復習も苦には感じなくなりましたね。

## 【アカデミックアドバイザー (AA)】

坂口→AAのアカデミックアドバイザーについてお願いします。

丸山→3年次生のAA制度では、実際に弁護士の先生方にマンツーマンで答案を見てもらい、アドバイスをいただくことができます。私も司法試験直前にアドバイスをいただき、本番に活かすことができました。実際に司法試験を合格された弁護士の方から答案を見てもらい、直接アドバイスをいただけるというのはとても貴重な時間だと思います。

山田→2年次生のAAでは司法試験の過去問を検討します。AAがある日の2週間前ぐらいに、司法試験の年度、科目、設問、分量を指示されて書いてくる、という形式でした。何年のどの科目の設問を解いてきてください、みたいな。1週間ぐらい前に、その答案を提出する形で、AAの日に添削された答案を返却してもらって、その問題についての解説をしてくださるという形式でやっていましたね。

和田→1年次生のAAに関しては、まずは全員が未修という前提で講義を進めてくださるので、検討する問題としては、各授業の進度に応じて、この時期だったら大体このぐらいまでは進んでいるだろうというような科目の典型問題、基礎論点をおさえるような、少し短い事例問題になります。それを少し時間をもらって、まずは論点を洗い出して、その後は講義形式で解説授業が進んでいくような形になります。そういった中で、答案の雛形をまずは叩き込んでいただける点が一番力になるところ、役に立つところだなと感じています。自分で答案を持って行って、添削をしていただくことも可能なので、それは大変有意義に利用させていただきました。

坂口→僕も入学した2年次生の頃から基本的にはAAに参加するようしていました。司法試験に合格された弁護士の先生に答案をみていただくことによって、合格したからこそ言えるノウハウや心構え、さらには受験戦略上の点についても教えていただくことができ、大変有意義です。実際に僕が司法試験を受験した際にも、AAで頂いたアドバイスを参考にしました。また、AAで身につけた知識が普段の授業にも生きたりするので、授業とAAとの相互補完も魅力です。

和田→AA内で実務のことに軽く触れられることがあるんですけど、まだ将来自身がこういった法曹になりたいか、どの分野を専門としたいかについてははっきり定まってない人にとって、モチベーションにつながるというようなところはあると思います。

丸山→私も未修でしたが、1年次生のときのAAの先生が弁護士としてのやりがいについて熱く語っていただいたことが、今でもずっと自分のモチベーションになっています。1年次生のときからAAに行っていてよかったと思いました。

## 【エクスターンシップ】

坂口→エクスターンシップについてお願いします。

丸山→私は、在学中受験に専念するためにエクスターンシップには行きませんでした。しかし、弁護士の先生方と話をする機会が増えたこともあり、エクスターンシップに参加して、もっと間近で弁

護士実務の世界を経験すればよかったなと後悔しています。司法試験の勉強も大事ですが、早い時期から弁護士実務に触れることも大切だと思うので、エクスターンシップはとても有益な制度だと思います。

坂口→僕も、エクスターンシップは、在学中受験に専念するために行かなかったんですけど、実際実務でどのような法律が運用されているのかを知って、初めてわかることもあって、それが日々の勉強にも生きるのも、もっと行くか悩めばよかったなと感じています。

山田→僕の中の弁護士像って、テレビドラマやニュースで見えてきたものしかなくて、実際にどういう仕事をしているかというイメージが全然できていないので、エクスターンシップを通してそれを確かめたいです。実際にエクスターンシップに参加した先輩方の話を聞く限りでは、まずジャンルだけでも一般民事や刑事、企業法務などがあって、業務も法廷だけでなく、出張や書面作成などがあり、弁護士の仕事は多種多様だと思ったので、実際に体験することで、さらなるモチベーションにつなげたいと思いました。

和田→私も、エクスターンシップ制度があるという話は聞いていましたが、実際具体的にどういったことをするのかはまだ詳しくわかっていなくて、漠然と弁護士さんの後ろについて見学させてもらえるんだなーというイメージでした。しかし、先輩方の話を聞かせていただいて、本当に勉強のモチベーションにつながると思っています。また、まだ自分がどの分野に進みたいというのがはっきりと定まっていないので、実際の実務を見学させていただくことで、例えばこういった事案が自分は興味があるなとか、逆にこういったところではもしかしたら向いてないかもしれないところを知る良い機会になると感じるので、ぜひとも参加したいと思います。

## 【在学中受験】

坂口→次に、在学中受験についてお願いします。

丸山→今年の7月に、在学中受験制度を利用して、司法試験を受験しました。実際に在学中受験を経験して感じたことは、とにかく時間が少ないのだとしてもしんどかったです。しかし、ここにいる坂口君はじめ、同期のみんなと競いあったり励ましあったりしたからこそ、乗り越えることができました。司法試験を受けてこそわかることがたくさんあるので、ぜひみなさんには積極的にチャレンジしてほしいと思いますし、この大学には目指す環境が整っていると思います。

坂口→在学中受験について、個人的には受けたほうが良いと思っています。確かに自分も受けてみて、時間も無いし、勉強量も多く、すごく大変で、入学して約1年3か月くらいで司法試験に挑戦するというのはなかなかハードではありました。しかし、本番の感覚や会場の温度、騒音、司法試験用六法の使い方等は、実際に受けてみなければわからないので、結果がついてくればもちろん良いですが、本番の相場観をつかむという意味でも受けた方がよいと思っています。そうすると、もしその年にダメでも、翌年の受験には必ず生きる部分があると思います。

山田→在学中受験の制度は入学したときから知ってはいましたが、実際に自分が今受けて太刀打ちできるのかすごく不安で、在学中受験を受けるかどうか自体はまだ迷っています。お二方がおっしゃってくださったように、受けて初めて分かるもあるという点は実感できました。せっかく在学中受験ができるという権利が

与えられているので、スケジュール的にはハードだと思いますが、在学中受験に向けた対策はやっていこうかなと思います。

和田→1年次生で入学したときから、在学中受験をすごく迷っています。受験資格を得てからの回数制限を1回使用して在学中に受けることについて、本当に自分の実力が足りるかどうか、その段階で1回を消費してしまうことに不安を覚えています。先輩方はそのような不安はありましたか？

丸山→僕は自分のメンタルがある程度強いっていうのもあると思うんですけど、落ちるとかっていうことをあんまり考えずに、とにかく早く受かりたいっていう気持ちしかなくて、まったく迷わずに在学中受験しました。

坂口→僕もそうですね、5回受けられるから、5回のうち1回ダメでも、あと4回ですぐに受かるだろうと。ちょっと楽観的かもしれないんですけど、それよりも早めに1回を経験しておきたい気持ちが強くて。

和田→ありがとうございます。そういったお話を聞いて、在学中受験に積極的にチャレンジしていきたいなと改めて思いました。

## 【自習室と資料室】

坂口→自習室と資料室についてお願いします。

山田→ロースクールには、自習室が、1人1席用意してあって、僕は家で全く勉強できないので、毎日自習室に来て勉強しています。僕は3年次生と同じ自習室ですが、3年次生は司法試験が近かったってということもありましたし、そこで一緒に僕も勉強できるってところでモチベーションにもつながりました。隣に同級生も勉強しているので、そこで「負けへんぞ」と気合を入れて勉強することもできますし、非常に有意義だと思います。資料室も、判例や評釈がすぐに検索しやすい設備になっていて、データベースも充実しているので、法律の勉強に特化した設備が整っているかなと思います。

和田→自習室にはロッカーが完備されているので、教材保管という面でもすごく役に立っています。自分も家では勉強できないタイプなので、基本的に勉強はすべて自習室に集約して、教科書から何から何まですべて自習室で保管して、ひとつの場所で勉強に集中できるような環境を、自分なりに整えたりしています。また、1年次生は、1年次生だけで自習室が割り当てられているので、例えば授業の後で、分らないところについて「[こどうだった?]」みたいな相談もしやすいので、そういった点ではお互い高めあって学習できるような環境が整っているなと感じます。資料室については、1年次生の段階だと、主に過去問を収集するような形で利用させていただきました。

丸山→私は、家で長時間勉強するのがあまり好きではないので、基本的にずっと自習室にこもって勉強しています。資料室に関しては、自分のテキストを見てもわからないときに、たくさん文献を見ることができるとても役に立つと思います。

坂口→僕は自習室と図書館を気分によって使い分けていました。自習室は各学生の机が並んでいるので、周り一切琢磨しあったり、分からない点を質問しあったりできます。少し議論がしたいときは談話室に行って議論を交わすことができます。ひとりで集中して答案を書きたいときにはゼミ室に行って答案を書いたりすることができるので、用途によって勉強環境を使い分けることができます。資料室にはPCの中に判例データベースがあり、調査

官解説を読むこともできるので、判例の内在的な理解をすることができそうです。パソコンルームには共用のパソコンがあり、インクや用紙を費用の直接的な負担なく使えるので、勉強には良い環境です。図書館には、研究員と大学院生だけが使用できる個室が地下にあって、僕らもそこを利用することができて、そこは密閉された個室で、集中したい直前期とか、1日中こもったりしました。図書館の個室を使うのもすごく便利だと思います。

## 【将来、目指す法曹像】

坂口→裁判官、検察官、弁護士のどれを志望しているか、どういう法律家になりたいかをお願いします。

和田→私は弁護士を志望しています。まだどういった方面で活動するかは具体的には決まっていますが、学部時代に法律相談部に入っていた経験から、市民の方々の身近な法律問題に触れる機会が多かったので、そのような事柄に対して法的な助けを出せる法曹になることが、漠然とですが目標となっています。また、今日の社会風潮として、法を利用して紛争を解決することに対して、まだまだ心理的な壁があると思うんです。そういったものをとっぴらって、気軽に頼ってもらえるような弁護士を目指しています。

山田→僕も、現状は弁護士を目指しています。目指す法曹像としては、これまでの人生や刑事裁判の傍聴などを通じて刑事事件について自主的に考える機会が多かったので、やはり刑事事件に強い弁護士です。最近では企業法務にも興味を持っています。和田君からもありましたが、僕も同じ法律相談部に入っていて、実際に法律相談に立ち会う機会があったので、法的に困っている人のサポートをしてあげたいという気持ちになりました。刑事系で情熱的な先生がおられ、僕はその先生にすごく憧れていて、その先生が法的弱者の救済に力を入れている方なので、僕もそういう法曹になりたいなと思っています。

丸山→私は弁護士を目指しています。興味がある分野はたくさんありますが、その中でも福祉事業の法務や法律問題に強い弁護士になりたいです。自分以外の家族が福祉関係の仕事をしているのですが、家族が人のために熱心に福祉関係の仕事に従事している姿を見て、そういった方々を法的にサポートしてみたいと思ったからです。また、福祉に関連する法律に強い弁護士は数が少ないと思うので、自分が積極的に開拓していきたいと思ったのも、理由のひとつです。高いレベルで法サービスを提供できる弁護士になることを前提として、持ち前の元氣よさ、明るさや、コミュニケーション能力を活かして、たくさんの人々から愛される弁護士になりたいです。

坂口→僕は弁護士と裁判官と同じ割合で目指しています。弁護士としては子どもや消費者等の社会的弱者の救済をしたいと思っています。困っている人に寄り添って彼ら彼女らのために尽力できる弁護士になりたいです。このロースクールの実務家教員には、刑事事件にすごく熱心に取り組んでいてその実績や造詣が深い先生や、一般民事にすごく特化して活躍している先生もいれば、企業法務でバリバリでやっている先生もいらっしゃるの、自分の目指す法曹像、弁護士像について具体的なイメージを持ちやすい環境にあると思います。裁判官については、やはり判決によって名宛人の人生をある程度は決定づけてしまう部分もあり、重い仕事ではあると思うんですけど、その人にとってより適切な解決方法を模索することができるのは責任感がのしかかるとともに権威もあり、充実した仕事で、憧れがあります。

すでに活躍されている修了生3名がメッセージをお届けします。

## 梅 啓 示

弁護士

私は大阪市立大学ロースクール既修者コースに入学し、2015年に卒業しました。同年の司法試験に合格し、現在は大阪で弁護士をしています。

本校の最大の特徴は少人数制のロースクールであるという点だと思います。少人数であるため、教授の先生方や実務家教員の先生方と頻りに議論することのできる環境があります。また、人数が少ないために学生同士も仲良くなりやすいと思います。その特性を活かし、同級生とゼミを組み、他の学生と積極的に意見交換、議論をする等したことが実力向上に非常に役立ったと感じています。

このようなロースクールで得られる交流は、ロースクール卒業後も活かされています。私は、司法試験の合否を問わず、現在でも同級生との交流があり、特に弁護士をしている同級生とは頻りに連絡を取り合い、情報交換をする関係が築けています。

ロースクールでは、同級生や先生方との深い関係を築くことができる環境が整っています。入学される皆様がこれから出会う同級生と高め合い、法律家への一歩を踏み出されることを陰ながら応援しております。

## 谷 麻 紗 子

弁護士

私は、令和2年12月より、大阪で弁護士として働いています。

本校が少人数制であったことから、在学中は、同期のみならず先輩・後輩とも交流があり、勉強方法など受験に関する有益な情報を教わったり、時には楽しく雑談したりする機会が多かったです。また、同期とは、ゼミを組んで問題を解いたり議論をしたりして互いに切磋琢磨する中で、気心も知れ、非常に充実した日々でした。

このように深く交流する関係を得られたことが、辛い受験生活を乗り越えられた最大の要因だと思っています。司法試験は自分との戦いでもありますが、気心の知れた仲間が居ることで、しんどさを乗り越えられたことも多かったです。弁護士になった今、一般民事や刑事事件など様々な事件を取り扱っていますが、同期とは特に連絡を取り合っていて、未知の分野に遭遇した時などは、法曹内外問わず助言を求めたりなど、相変わらず救われています。

皆さんが、公大ロースクールに入学された折には、本学だからこそ得られる気心の知れた仲間との充実した日々を経て、法曹など各界でご活躍される日が訪れますよう、心から応援しています。

## 山 本 祐 規 子

スズキ株式会社 コーポレート法務部

私は、市大ロースクール修了後、自動車メーカーに就職しました。入社して2年ほど、契約審査や法律相談対応等の業務を担当し、現在は、本社及びグループ全体に関わるコンプライアンス推進活動、社内研修の企画・運営や、ガイドラインの策定等の業務に携わっています。

企業の法務部員は、契約書や法律等の文言を適切かつ合理的に解釈し、法的な問題に対して妥当な解決策を示すことのできる専門家として、発言やアドバイスを求められます。その裏付けとなる知識や経験は、働き始めてから身についたものもあります。しかし、条文の趣旨から考えると、当事者それぞれの立場から考えてみるといった問題へのアプローチの仕方は、ソクラテス・メソッド方式の授業や先生方・学友との議論など、ロースクールでの学びの中で培われたものと感じています。

先生方と学生との距離が非常に近い公大ロースクールで勉強に打ち込んだ経験は、修了後、どのような分野で活躍されるとしても、必ずどこかで生きてくると思います。皆さんの充実したロースクール生活と修了後のご活躍を祈っています。

## 自習室



学生1人について、机(片袖付き)が整備され、両脇および対面の机との間には間仕切り(パーティション)が設けられ、共用パソコンとプリンターが設置されています。また、各自のノートパソコンを持ち込み、自習室内に整備された無線LANによりインターネットを利用することができます。

## 演習室



演習科目のほとんどは、このような教室で授業を行います。1つの授業における学生数は30人程度の少人数で、ロースクールならではの双方向的または多方向的な議論による授業が行われています。

## 法曹養成専攻資料室



授業の予習・復習に必要な、基本書、法律雑誌のバックナンバー、判例集等を揃えた専用の資料室が設けられています。資料室には、ジュリスト等や、判例集・法令集のCD-ROM、DVDも配置されています。また、共用のパソコン、プリンター、複写機も設置されています。

## 杉本図書館



杉本キャンパスの図書館として、幅広い分野の学習用図書や研究用専門書を揃えています。閲覧席は約1400席あり、勉強のスタイルに合わせて活用できる様々なスペース(個室、サイレントエリア、一人がけの閲覧席等)が充実しています。平日開館日は夜9時までご利用になれるほか、Webサービスで自宅からも各種手続きができます。

## 《授業料をサポート》

### ★特待生制度

学費の軽減を図るとともに、学生の学修意欲を高めることを目的に、特に成績が優秀であると認められる者に対して、授業料の全部または一部を免除する特待生制度を設けています。

## 《学習をサポート》

### ★アカデミック・アドバイザー制度

本学出身の若手弁護士から、正課の授業の補助としてさまざまなアドバイスを受けることができます。希望者を対象とするクラス単位の勉強会および個別の学習相談等を行っています。

## 《入学前から修了後までの様々なサポート》

### ★入学前サポート

1月の入学手続き時に、教員による個別相談を行います。3月上旬頃の新生向け説明会では、法科大学院での学習をスムーズに始められるよう、授業や学習方法などについて説明します。本学出身の若手弁護士による学習オリエンテーションも行われます。

### ★履修ガイダンス

各学期の授業開始前に各担当教員による科目別ガイダンスがあります。授業の進め方等を説明します。

### ★導入プログラム

2年生向けに、司法試験で必要とされる知識・能力と授業がどのような関係を持つかを明らかにします。このプログラムの受講によって、スムーズかつ効果的に授業を受けられるようになります。

### ★クラス担任制

学生1名につき2名の担任教員が配置されます。面談等を通じて、学習上の悩みや要望等について相談することができます。

### ★オフィス・アワー

授業時間以外でも個別に納得がいくまで質問することができます。学習相談にも応じます。

### ★司法試験合格者による相談会

司法試験合格者と交流を深める場です。合格者に学習相談すること等によって、学習の時間・内容・方法が、合格者の実際に行ってきた学習等と比べて、適切かどうか点検し、改善する契機となります。合格者が体験談を語り、その後、学生が個別に相談する形式です。

### ★法曹養成研修生制度

本専攻修了後、司法試験受験のため引き続き本研究科の学習支援の下で自学自習を希望する修了生に対し、所定の手続きを経ることで、杉本図書館、法曹養成専攻学習室、法曹養成専攻資料室、その他必要な施設等の利用を認めています。

### ★キャリアアドバイス窓口制度

社会のさまざまな分野で活躍する修了生から在學生や最近の修了生が進路についてのアドバイスを受けられる制度を2021年5月に発足しました。相談に応じるキャリアアドバイザーたる修了生には弁護士（法律事務所で働く者の他、企業等に勤務するインハウスローヤーも含む。）はもちろん、裁判官、検察官、さらに企業法務員、各種公務員等がいます。

## エクスターンシップ

受講生が法律事務所に派遣され実習を受けることができます。法曹倫理の受講を終え、一通り基礎的な法律知識を習得した人が、その基礎知識が実務でどのように生かされているのかを体得することが目的です。3年生の夏休みに実施されます。受講生の引受先法律事務所を確保する必要がありますが、有恒法曹会のご協力により、多くの受講が実施されています。

### 【履修者の感想】

- 手続の現場や書面を見ることによって、訴訟法の理解も進み司法試験にも直結する効果があるのだという実感があります。
- 事件の記録を見せていただいたり、実際に法廷に行ったり、相談に同席させていただいたりモチベーションがすごく上がりました。
- 今やっている勉強が実務で役立つなと思いました。
- 実際のイメージがわくようになって、こんなふうになりたいという目標ができた。

## 各種講演会

### ■ 中小企業支援法律センター講演会

- 2019年10月 働き方改革関連法について
- 2017年7月 中小企業から見た働き方実行計画  
— 残業規制を中心に —
- 2015年7月 平成27年税制改正が中小企業に与える影響
- 2012年11月 最近の中小企業における労働問題  
— メンタルヘルスを中心として —
- 2010年11月 最近の中小企業における労働問題  
— 残業・解雇問題等を中心として —
- 2008年12月 事業継承の最新ノウハウ
- 2006年10月 チャレンジする中小企業  
中国ビジネスに必要な法知識  
中小企業のライフステージと信用保証

### ■ ブリッジ企画

- 2023年6月 職場での人権侵害と格闘する弁護士
- 2021年10月 労働法の世界と弁護士の役割
- 2019年4月 無罪に辿りつくために乗り越えるべき壁
- 2018年4月 「債権法改正」と実務
- 2017年4月 違法行政にどうやって立ち向かうか  
— タクシー規制をめぐる行政紛争を素材に —
- 2016年4月 無実の人が無罪判決を受けるまでの道のりに、  
弁護士は何ができるか  
— 無罪判決の裁判員裁判を素材に —
- 2015年4月 事件の真相に迫る — 何が彼女をそうさせたか? —
- 2014年4月 知的ハンディキャップを負った青年の事件を担当して
- 2013年4月 刑事裁判と法曹の役割



## 中小企業支援法律センター

2005年4月に「大阪市立大学中小企業支援法律センター」を開設し、法曹養成教育の一環として、有恒法曹会の協力のもと、中小企業の事業者の皆様を対象とした無料法律相談を実施しています。

相談場所は、アクセス至便な梅田の中心地です。

相談内容としては、売掛金の回収、商品の納入や仕入、金融機関からの融資、事業用不動産の購入や賃貸借、従業員の処遇、特許・商標・著作権の管理、外国企業との取引などにかかわる法的なトラブルなどです。

また、この無料法律相談をカリキュラムに取り入れ、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供しています。



## 有恒法曹会

### 有恒法曹会幹事長・弁護士 山本 健司

有恒法曹会は、大阪市立大学・大阪市立大学法科大学院出身の弁護士、裁判官、検察官などの法曹有資格者を会員とする団体、いわゆるOB・OGの会で、昭和の時代、1964年に40数名で発足し、現在の会員数は約800名に達しています。大阪弁護士会を中心に各地の弁護士会において、弁護士会会務や人権擁護など様々な分野でアクティブに活躍する会員が多く、ほかにも、民間企業や行政分野でインハウスローヤーとして活躍されている方もおられ、勿論、裁判官や検察官として活躍されている会員も少なくありません。大阪地検初の女性検事正も有恒法曹会会員です。「大阪公立大学」への改称後も、その歴史と伝統はみなさんを含む将来の会員に引き継がれます。

有恒法曹会では、会員間の親睦にとどまらず、弁護士業務の拡大や質の高い業務提供に向けた連携・協力といった活動も積極的に行われていますが、大阪公立大学法科大学院の在學生及び修了生に対する支援・サポートがその最も重要な活動となっています。

具体的には、会員が所属する法律事務所でのエクスターンシップ受け入れや、会員が教員となって法科大学院教育に直接携わるだけでなく、論理的思考力や文章起草能力を高めるための特別演習の講師としてのアカデミック・アドバイザーやゼミ・答案練習指導等の指導、修了生指導等のスタッフとして、多くの会員が日々、在學生・修了生に向き合っており、積極的にサポート・支援活動を実践しています。特に、有恒法曹会会員によるこのような在學生・修了生のサポート・支援活動において特徴的なのは、在學生・修了生と指導スタッフとの間の緊密感が高いことです。これらのサポート・支援に関わる会員の多くは、在學生・修了生として先輩会員の熱心な指導を受けており、そこで培われ、身につけたものを後輩に還元したいという熱意に燃えている人たちでもあります。

どうかみなさん、このような、先輩会員の熱意を、積極的に、「有効活用」していただき、司法試験合格をより確実なものとし、合格後は、有恒法曹会の一員として後進の在學生、修了生のサポート・支援に携わっていただきたいと思います。そして、そのようにして、有恒法曹会会員としての縦のつながりを一緒に紡ぎ続けていっていただきたいと思います。

## 法曹養成専攻の入学受入の方針(アドミッション・ポリシー)

入学者にはまず、本学大学院法学研究科法曹養成専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められる。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、理論的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければならない。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していなければならない。

そのような学力に加えて、本専攻は、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求める。本専攻は、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指す。本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることになる。

さらに、本専攻は、学生層の多様性を確保することを重視する。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本専攻が目指すもう一つの目的である。現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからである。

## 2024年度入試状況

### 1. 選抜状況

(1) 選抜状況 ( )内は合格者数に対する実質倍率

出願区分	募集人員	出願者数	受験者数	合格者数
3年標準型	10名程度	100名(5.0)	77名(3.9)	20名
2年短縮型	20名程度	118名(3.6)	75名(2.3)	33名

注) 3年標準型と2年短縮型の両方に合格したのは4名です。

(2) 合格者の内訳 ( )内は合格者内の比率(%)

出願区分	合格者	経歴別				
		法学部出身者	他学部出身者	社会人	他学部出身者かつ社会人	他学部出身者または社会人
3年標準型	20名	13名(65.0)	7名(35.0)	6名(30.0)	4名(20.0)	9名(45.0)
2年短縮型	33名	31名(93.9)	2名(6.1)	7名(21.2)	1名(3.0)	8名(24.2)

### 2. 入学者

( )内は入学者内の比率(%)

出願区分	合格者	経歴別				
		法学部出身者	他学部出身者	社会人	他学部出身者かつ社会人	他学部出身者または社会人
3年標準型	10名	4名(40.0)	6名(60.0)	5名(50.0)	4名(40.0)	7名(70.0)
2年短縮型	25名	24名(96.0)	1名(4.0)	7名(28.0)	1名(4.0)	7名(28.0)

### 3. 出身大学

大阪市立大学 東京大学 京都大学 大阪大学 神戸大学 東北大学 岡山大学 信州大学 岐阜薬科大学 早稲田大学  
 明治大学 同志社大学 立命館大学 関西大学 近畿大学 龍谷大学 桃山学院大学 明治学院大学 帝京大学

※下記の概要は現時点での予定であり変更する場合があります。必ず募集要項で詳細をご確認ください。

- **入学定員** 30名 (内訳：3年標準型 10名程度、2年短縮型 20名程度)  
 ※3年標準型及び2年短縮型の内訳は、あくまでも人数見込みであり、厳格な定員枠ではありません。
- **出願資格(抜粋)**
  - ① 大学(短期大学を除く、以下同じ)を卒業した者及び2025年3月までに卒業見込みの者
  - ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2025年3月までに修了見込みの者
  - ③ 本専攻において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2025年3月31日までに22歳に達するもの
  - ④ 2025年3月31日の時点で大学に3年以上在学することとなる者で、出願時に大学卒業に必要な単位を90単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上(100点満点で80点以上、又はそれに相当するレターグレード)の成績が60単位以上であるもの。ただし、上記各単位には、出願時に在学する大学に入る前に修得したものを含まない。

※大阪市立大学又は大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を修了し、法務博士(専門職)の学位を有する者の出願は認めません。  
 なお、上記以外の出願資格については募集要項を参照してください。

- **出願書類等**

必須	① 入学願書 ② 大学卒業(見込)証明書/成績証明書/自己評価書/成績申告書など
任意	① TOEFLやTOEIC等のスコアやその他の語学検定の合格証明書 ② 公的資格を取得していることを証明する書類など

※3年標準型と2年短縮型を併願する場合も、出願書類の提出は1部で結構です。

- **選抜方法** 本研究科が実施する選抜試験の成績、及び出願書類の内容を総合して行うその他の要素の評価により行います。  
 ※入学試験の成績により、入学定員に満たない合格者数となることもあります。また、入学手続の結果、欠員が生じて、追加合格を行わないこともあります。

#### 【選抜試験】

【3年標準型】小論文：社会一般に関する題材についての論述式試験であり、一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を試すためのもの  
 【2年短縮型】憲法、民法、刑法・刑事訴訟法、商法(会社法、商法総則)、民事訴訟法  
 ：出題方式は論述式を基本とし、2日間で実施

#### 【その他の要素】

社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動(ボランティア活動など)の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などを総合的に考慮します。

- **日 程**

・募集要項配布 7月頃	・出 願 10月中旬頃	・選抜試験 12月上旬頃	・合格発表 12月下旬頃
----------------	----------------	-----------------	-----------------

### 【募集要項の請求方法】

- ① 本専攻のWebサイトから請求する場合及び直接窓口で受領する場合、資料請求のページでご確認ください。  
<https://www.omu.ac.jp/lawschool/admissions/requirements/>
- ② 本学に郵送で請求する場合  
 請求する封筒の表に「2025年度法科大学院学生募集要項請求」と「赤色」で記載し、裏には差出人の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記載してください。返信用封筒(封筒の表に「ゆうメール」と「赤色」で記載のうえ、310円分の返信用切手を貼り、受取人の郵便番号・住所・氏名を明記した角形2号封筒:24.0cm×33.2cm)を同封してください。  
 請求先：〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号  
 大阪公立大学 入試課
- ③ テレメールで請求する場合

資料請求番号 750600

インターネットから

https://telemail.jp

QRコードからアクセスした場合は資料請求番号の入力は不要。



# 学費・奨学金等

## 学費

学費は以下のとおりです。

入学料	納付区分	「大阪府民及びその子」注	282,000円
		「その他の者」	382,000円
授業料		年間 804,000円	

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の金額が適用されます。

注 「大阪府民及びその子」は、次の対象者が所定の手続きを行い認定された場合に適用されます。

対象者：入学者本人もしくは入学者本人と同一戸籍にある父又は母が、入学日の1年以上前(2025年春入学者の場合、2024年4月1日以前)から引き続き大阪府内に住民票を有する者。日本国籍を有しない者も同一の要件です。

## 奨学金等

### 【特待生制度】

- 対象者・授業料減免額  
成績上位優秀者を対象として授業料の全部又は一部を免除します。
  - 選考方法・免除期間
    - 半期ごとに対象学生を選考します。
    - 免除期間は6か月間です。  
在学中は選考の対象となりますので、成績によっては引き続いて免除を受けることも可能です。
    - 初年度の前期に対象となる学生は、入学試験の成績で選考します。  
次回以降は、直前の学期の学業成績により選考します。
- ※なお、特待生制度による授業料減免に採用された場合は、本学が取扱う授業料減免と重複して受けることはできません。

### 【経済支援制度】

〈大阪府の支援〉大阪公立大学等授業料等支援制度

大阪府では、親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の制度に府の独自制度を加え、授業料等の無償化(減免)を実施します。詳しくは、下記 Web サイトをご確認ください。

〈大阪府公式サイト 大阪公立大学・大阪公立大学高専等の授業料等支援制度〉

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyoo/index.html>

※なお、各制度の申請等の詳細については、確定次第、改めて大阪公立大学の Web サイトにてご案内します。



## 大阪公立大学入試情報サイトはこちらから

<https://www.omu.ac.jp/admissions/g/>

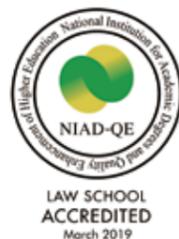
## 新着情報は本専攻ウェブサイトから

説明会や入試概要等最新の情報を随時更新してまいりますので、こちらをご確認ください。

<https://www.omu.ac.jp/lawschool/about/>

## 【お問い合わせ先】

法曹養成専攻事務室  
〒558-8585  
大阪市住吉区杉本 3-3-138  
TEL. 06(6605)2301  
FAX. 06(6605)2920



- ▶ JR阪和線  
「杉本町駅」下車、東へ徒歩約5分
- ▶ Osaka Metro  
「あびこ駅」下車、4号出口より南西へ徒歩約20分

# キャンパスマップ

**杉本キャンパス**

1 1号館	15 2号館 ・都市健康・スポーツ研究センター
2 商学部棟	16 全学共通教育棟
3 経済学部棟	17 4号館
4 法学部棟(事務室、資料室)	18 基礎教育実験棟
5 文学部棟	19 第1学生ホール
6 経済研究所棟 ロースクール自習室 演習室 ・都市経営研究科 ・創造都市研究科 ・人権問題研究センター ・証券研究センター	20 第2学生ホール
7 都市科学・防災研究センター	21 第3学生ホール
8 田中記念館	22 スポーツハウス
9 健康管理センター/ メンタルヘルスセンター	23 ゲストハウス
10 河海工学実験場	24 インキュベータ
11 学術情報総合センター (杉本図書館)	25 高原記念館・ 地域連携センター
12 理学部棟 ・数学研究所 ・南部陽一郎物理学研究所	26 学生サポートセンター
13 工学部棟	27 共通研究棟
14 生活科学部棟	28 人工光合成研究センター
	29 本部棟

※当分の間、授業は杉本キャンパスで行われる予定です